

**ひろさき応援寄附金
協力事業者及び返礼品等基準**

令和6年9月13日

1. 趣旨

この基準は、ふるさと納税制度（ひろさき応援寄附金）による寄附者への返礼品と、返礼品を取り扱う協力事業者の要件等を定めるものである。

2. 協力事業者の要件

ふるさと納税の返礼品に物品及びサービス等（以下「地場産品等」という。）を提供できる事業者（以下「協力事業者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、以下の要件に適合しても、市が協力事業者として適当でないと認めた場合や返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 各法令を遵守し、生産、加工、製造、販売等を行っていること。
- (2) 本社（本店）、支社（支店）、主たる事業所若しくは返礼品の加工・製造等に係る拠点のいずれかが市内にある法人、団体又は個人事業者であること。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 個人情報の保護に関する法令等を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

3. 返礼品の要件

- (1) 返礼品として取り扱うことができる地場産品等は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - ア 令和6年総務省告示第203号により一部改正された平成31年総務省告示第179号第5条に掲げる地場産品基準に該当していること。
 - イ 市の魅力をPRし、市の産業振興や観光振興等に寄与するものであること。
 - ウ 協力事業者が生産、販売又は提供しているものであること。
 - エ 品質や数量について、安定供給ができるものであること。ただし、季節限定、期間限定品などの場合は、提供期間内で安定供給ができるものとするが、数量限定品として市が認めた場合はこの限りではない。
 - オ 常時、一定以上の品質を維持できるものであること。
 - カ 飲食物については、一定期間の賞味期限が保証されているものであること。
 - キ 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのないものであること。
 - ク 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など関係法規を遵守し、違反していないものであること。
 - ケ 業界での製造基準、表示基準等を満たしているものであること。
 - コ 販売上の各種保険に加入しているものであること。
 - サ 説明文等に誇大又は虚偽の記載がないものであること。
 - シ 公序良俗に反しないものであること。

4. 返礼品の価格等

- (1) 返礼品（税込）、梱包代（税込）及び返礼品送料（税込）を含む価格（以下、「返礼品等価格」という。）は、寄附金額の100分の30（以下、「上限価格」という。）以内とする。
- (2) 市は、返礼品等価格に応じて上限価格以内となるよう、対象となる寄附金額を設定する。なお、寄附金額は最低額を10,000円とし、10,000円を超える場合は、1,000円単位で設定する。

(例)

- 返礼品等価格3,000円の場合・・・寄附金額 10,000円
- 返礼品等価格4,000円の場合・・・寄附金額 14,000円（※）
- 返礼品等価格4,500円の場合・・・寄附金額 15,000円
- 返礼品等価格6,000円の場合・・・寄附金額 20,000円

※（1）に当てはめて計算すると、寄附金額が13,333円となるが、（2）により上限価格以内となるよう1,000円単位で切り上げし、寄附金額を14,000円と設定する。

- (3) 市は返礼品等価格の全額を協力事業者に支払う。

5. ふるさと納税業務の一部委託

- (1) 市が行うふるさと納税業務において、業務の効率化及び寄附者のサービス向上を図るため、次に掲げる業務を委託する。

- ア 寄附者への返礼品の発注及び発送管理に係る業務
- イ 新たな返礼品の企画及び協力事業者等との調整に係る業務

- (2) 委託事業者

事業者名：レッドホースコーポレーション株式会社
所在地：東京都墨田区横網 1-10-5 KOKUGIKAN FRONT BUILDING
連絡先：0570-003155

- (3) 協力事業者は、委託事業者と返礼品の供給等に係る契約を取り交わすものとする。

6. その他

- (1) この基準のほか、令和6年総務省告示第203号により一部改正された平成31年総務省告示第179号、「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（令和6年総務省告示第67号）及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて（通知）」（令和6年総務省告示第71号）を踏まえ、適正に判断するものとする。
- (2) この基準は、令和6年9月19日から適用する。